

除雪についてのご案内

☎建設課(☎223-7420)

●除雪作業は「新雪除雪」が基本です

新雪除雪

道路の新雪を両脇にかき分ける作業



●自宅の前は各戸で除雪をお願いします

除雪車が通過した後、家の前に雪が残り、出入り口をふさぐことがあります。自宅前の除雪は皆さんで行ってください。



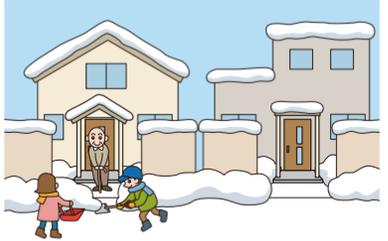
●道路に雪を出さないでください

交通事故の原因にもなるため、自宅の雪は敷地内で処理してください。



●地域ぐるみの除雪をお願いします

高齢者だけの世帯など、自力で作業できない場合は、近所の皆さんの協力をお願いします。



一人暮らしの高齢者など大雪時の相談窓口

大雪となった場合に、緊急を要する生活上の困りごとなどの相談窓口を開設します。開設する場合は市ホームページなどを通じて発表します。
利用対象 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯などで支援者がいない世帯 ☎健康福祉課(☎223-7216)

ファシリテーションで若者が自由に意見できるまちへ

市は、「新潟市子ども条例」に基づき、子どもが意見を表明しやすくなる環境や仕組みを整備し、まちづくりに参画する意識の醸成を目指しています。その実現のため、NPO法人みらいずworksは令和6年度まちづくりパートナーシップ事業補助金を活用して、「子ども意見表明ファシリテーター養成講座」を開催しています。この講座では、子どもや若者の意見を聞き、寄り添い、意見を引き出すファシリテーションのスキルや子どもの参画を促すプログラム作りを学んでいます。講座には、地域教育コーディネーターや子どもの意見を地域づくりにいかしたい人などが参加しています。



■ファシリテーションスキルを実践

昨年12月7日に開催した講座では、高校生以下の若者と地域の大人による意見交換ワークショップを鳥屋野中学校で実施し、実際に受講者がファシリテーターとして活躍しました。話し合いの中で自由なアイデアを引き出せるよう、意見の良い・悪いを判断せずに受け止めながら進めたり、発言者が偏らないように声掛けをしたりしていました。参加した中村知子さんは「ファシリテーターとして、抽象的な意見に対して『どうということ?』と掘り下げて聞き、具体的な意見を引き出せました。若者ならではのいろいろな考えがあり、地域のこれからを担う若者が気楽に意見を言える場を増やし、それを大人が吸い上げることで未来が明るくなると思いました」と話していました。

講座の中のワークショップで話し合われた内容を紹介します! 多世代で考える上所駅周辺の未来

12月7日のワークショップでは、鳥屋野中学校と新潟南高校の生徒と上所校区コミュニティ協議会の皆さんなどが、上所駅周辺をどんな場所にしたいかを話し合いました。「駅ができるか」「どんな場所にすべきか・どんなことをしていくべきか」について、班ごとにボードに書き出してきました。生徒たちも積極的に意見を出し、グループ発表では具体的な若者らしい意見に大人からは感動の声が上がっていました。



通勤・通学しやすい

ごみのポイ捨てや騒音が心配

渋滞が発生し交通の便が悪くなるのでは?

地下道に子どもたちの絵を描いて明るく

ワークショップで出た意見

地域の人が遠くまで出かけやすくなる

パトロールの強化や交番にすぐにつながる電話の設置を

デジタルサイネージを活用したポスター・動画を若者がつくる!

子どもが遊べる商業施設を

まちづくりパートナーシップ事業 民間主体の事業提案を募集 (令和7年度開始事業)

行政だけで解決することが困難な課題(テーマ)の解決に向けて、民間主体の事業提案を募集します。採択された事業には、補助金を交付します。

テーマ 信濃川左岸地区を起点とする賑わいの創出に向けた取組の展開

参加表明締切 2月14日(金)午後5時必着

募集締切 2月28日(金)午後5時必着

対象 民間企業、NPO法人、大学、公益法人、その他任意団体など

補助期間 事業の開始から連続する3年度以内

補助上限額 3年度以内で合計300万円(単年度の上限額は200万円)

応募方法や事業の詳細は、区ホームページ=右の二次元コード=を確認してください

☎地域課(☎223-7023)



令和6年度 第5回自治協議会の概要

12月23日に第5回自治協議会を開催しました。会議の資料は、市役所本館1階市政情報室で閲覧できるほか、区ホームページに掲載します。

■主な議題

1. 令和7年度中央区特色ある区づくり予算(区役所企画事業)について意見集約
2. 委員活動報告
3. 委員からの議事提案に基づく討議

■令和6年度第6回の開催案内

☎2月21日(金)午後2時から

☎中央区役所5階 対策室

傍聴者の定員 先着10人

※議題は、市役所本館や中央区役所・東出張所・南出張所に掲示するほか、区ホームページに掲載します。

☎地域課(☎223-7023)

新聞を購読していない方へ

市報にいがた・区役所だよりは戸別に配送できます

市報にいがた・区役所だよりは、毎月第1・3日曜の新聞に折り込んで届けていますが、新聞未購読で希望する世帯には戸別に配送しています。

☎電話で市役所コールセンター(☎243-4894)または地域課(☎223-7035)へ

..... <広告欄>

